

新旧対照表

浦安市国民健康保険条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（月間の高額療養費の支給申請）</p> <p>第22条 法第57条の2の規定により高額療養費（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の2の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（年間の高額療養費の支給申請）</p> <p>第22条の2 法第57条の2の規定により高額療養費（令第29条の2の2第1項の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（高額療養費の支給申請の特例）</u></p> <p>第22条の3 <u>前2条の規定にかかわらず、法第57条の2の規定により本市の高額療養費の支給を受けたことがある者は、前2条の申請を要しない。ただし、世帯主が変更になった場合、国民健康保険税の滞納がある場合、前2条の申請の内容に偽りその他不正があった場合等で市長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（高額介護合算療養費の支給申請）</p> <p>第22条の4 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、第22条の3の規定は、令和4年4月診療</u></p>	<p>（月間の高額療養費の支給申請）</p> <p>第22条 法第57条の2の規定により高額療養費（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の2の規定により支給される高額療養費に限る。<u>次項において同じ。</u>）の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、本市の高額療養費の支給を受けたことがあり、かつ、その後継続して本市の国民健康保険の被保険者である者は、前項の申請を要しない。</u></p> <p>（年間の高額療養費の支給申請）</p> <p>第22条の2 法第57条の2の規定により高額療養費（令第29条の2の2第1項の規定により支給される高額療養費に限る。<u>次項において同じ。</u>）の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、本市の高額療養費の支給を受けたことがあり、かつ、その後継続して本市の国民健康保険の被保険者である者は、前項の申請を要しない。</u></p> <p>（高額介護合算療養費の支給申請）</p> <p>第22条の3 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
<u>分以後の高額療養費について同年4月1日以後に本市に高額療養費の支給申請をした者について適用する。</u>	